

向日町競輪場
再整備・運営事業
審査概要

令和7年10月
京都府

目 次

1	優先交渉権者の選定方法.....	1
	(1) 基本的な考え方.....	1
	(2) 意見聴取会議の設置.....	1
	(3) 意見聴取会議の開催実績.....	1
	(4) 審査の流れ.....	2
	(5) 参加資格確認.....	3
	(6) 提案審査.....	3
	(7) 優先交渉権者の選定.....	4
2	審査結果.....	5
	(1) 参加資格審査.....	5
	(2) 提案審査.....	5
3	優先交渉権者の選定.....	6
4	審査講評.....	6

1 優先交渉権者の選定方法

(1) 基本的な考え方

事業者の選定に当たっては、提案事業者からの企画提案及び価格に対する評価を総合的に審査し、本選定基準に定めた方法により算出された総合評価点の高い者から順に契約交渉権を付与するものとする。

審査は、参加資格審査と提案審査の二段階で行う。参加資格審査においては、提出された参加資格確認申請関係書類を府が確認し、参加資格を有することが確認された者（以下「参加資格保有者」という。）に対して企画提案書等の提出を求めるものとする。

外部有識者で構成する「向日町競輪場再整備・運営事業者選定に係る意見聴取会議」（以下「意見聴取会議」という。）で企画提案書について評価を行い、外部有識者の評価結果に基づき、評価点が最も高い者を優先交渉権者、2番目に高い者を次点交渉権者として決定する。

なお、提案参加者の構成員等が、上記の外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合、提案参加者は失格とする。

(2) 意見聴取会議の設置

向日町競輪場再整備・運営事業の事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、評価の公平性、透明性を確保するため、次の外部有識者から企画提案等に係る意見を聴取した。

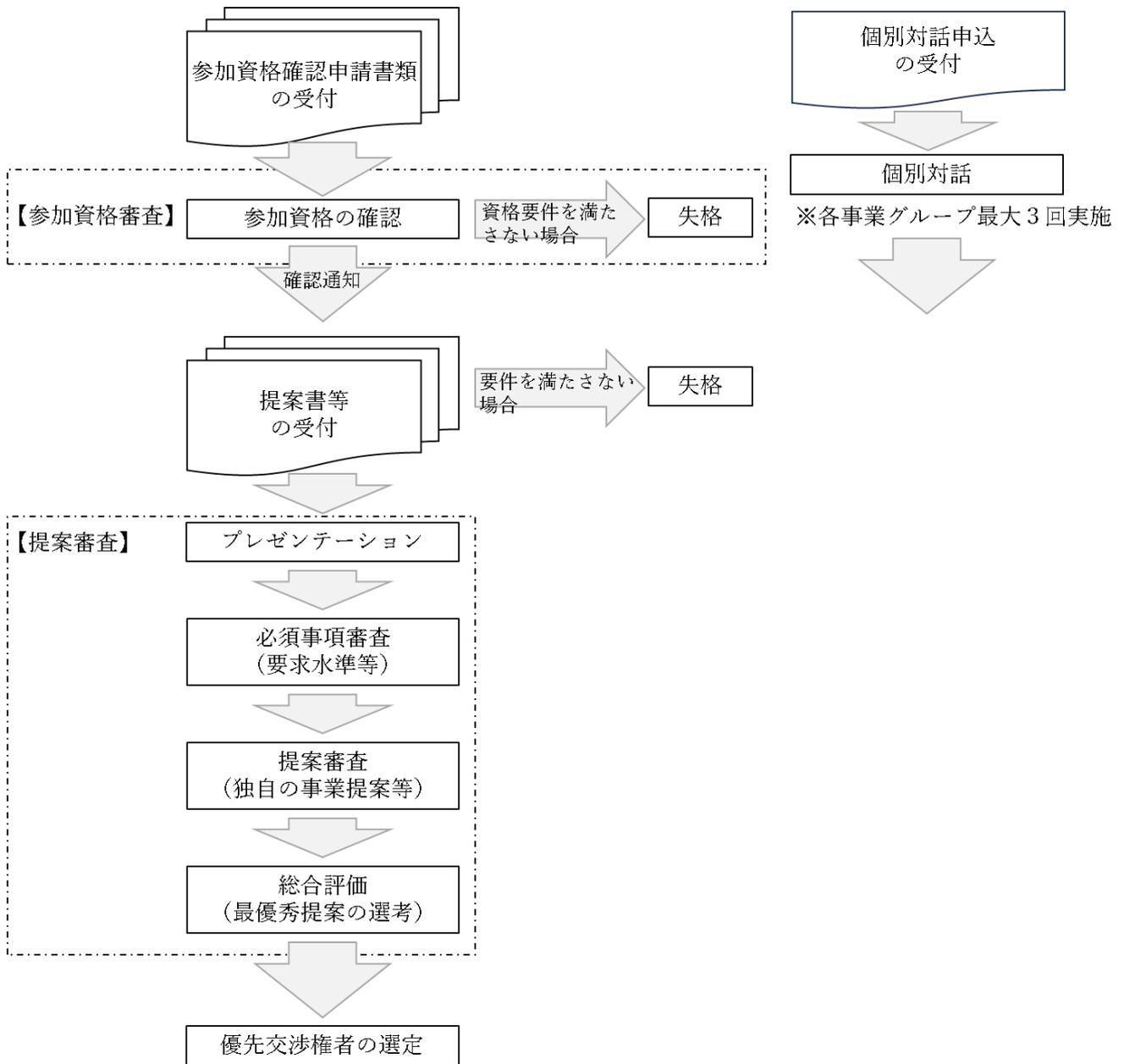
(五十音順)

氏名	役職名等
石田 正樹	元公益社団法人全国競輪施行者協議会 常務理事
岡崎 雄至	元寺戸町連合自治会長
奥野 美奈子	京都銀行 常務取締役、経済産業省産業構造審議会車両競技小委員会 委員
川勝 健志	京都府立大学公共政策学部 教授
小長谷 敦子	公認会計士・税理士

(3) 意見聴取会議の開催実績

	開催日	主な内容
第1回	令和7年9月17日（水）	優先交渉権者選定基準及び企画提案関係書類の内容について
第2回	令和7年9月30日（火）	企画提案の評価について ・参加資格保有者によるプレゼンテーション ・参加資格保有者との質疑応答

(4) 審査の流れ



(5) 参加資格確認

府は、参加資格確認申請関係書類を基に、提案参加者が向日町競輪場再整備・運営事業募集要項（以下「募集要項」という。）「4. プロポーザル参加に必要な要件」に記載された参加資格要件を満たす事を確認する。府は、参加資格保有者には企画提案書等提出の要請を、参加資格を有することが確認できない場合には、当該提案参加者を失格とする旨をそれぞれ書面にて通知する。

なお、必要書類及び提出方法については募集要項「5. 応募の手続」による。

(6) 提案審査

参加資格保有者は、期限までに、府に企画提案書等を提出すること。提出書類及び提出方法については、募集要項「5. 応募の手続」による。提出された企画提案書等について、以下の要領で確認と評価を行う。

ア 企画提案書の内容確認

参加資格保有者から提出された企画提案書等の内容を確認し、書類の不備や、明らかに要求水準を満たしていないことが確認された場合には、当該参加資格保有者を失格とする。

なお、企画提案書等に疑義がある場合には、参加資格保有者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

イ 企画提案書の評価

企画提案評価項目については、図表1「企画提案評価項目」に示す評価項目Ⅰ～Ⅶ及び「向日町競輪場再整備・運営事業優先交渉権者選定基準（令和7年5月14日公表）」の別表1に示す主な評価の視点に基づき、外部有識者が図表2「得点化基準」に従って得点を付与する。

配点ごとに外部有識者の平均点を算出の上、府において予め算出した図表1「企画提案評価項目」に示す評価項目Ⅷの点数を加えた合計点を企画提案評価点とする。

なお、平均点を算出する際の有効桁数は小数点以下第2位とし、小数点以下第3位を四捨五入する。

図表1 企画提案評価項目

審査項目	配点	備考
事業全体の理解・現状分析に関する事項	100点	
事業管理業務に関する事項	80点	
施設整備業務に関する事項	200点	
競輪場維持・管理及び運営業務に関する事項	200点	
業務実施面に関する事項	20点	
府内企業に関する事項	100点	※客観指標により算出
合計	700点	

図表2 得点化基準

評価	評価内容	得点化方法
A	要求水準を大きく超える創意工夫が見られ、かつ内容が特に優れている。	配点×1.00
B	要求水準を超える創意工夫が見られ、かつ内容が優れている。	配点×0.80
C	要求水準を超える創意工夫が見られる。	配点×0.60
D	要求水準を超える創意工夫があまり見られない。	配点×0.40
E	要求水準を最低限満たしている程度。	配点×0.20

ウ 価格の評価

参加資格保有者から提案された価格について、募集要項「2. 事業の概要」の内容が正確に反映されているかを確認したうえで価格点を算出する。

価格点は、企画提案書における施設整備費の総額と、維持管理・運営費について、次の算式により換算し、得点を付与する。

また、得点化の際の有効桁数は小数点以下第2位とし、小数点以下第3位を四捨五入する。

整備の対価に関する価格点

$$= \text{整備の対価の配点 (100 点)} \times (\text{施設整備費の総額についての、参加資格保有者中の最低価格} / \text{当該参加資格保有者の同価格})$$

運営の対価に関する価格点

(1) 本場開催経費

$$= \text{本場開催経費の配点 (100 点)} \times (\text{参加資格保有者中の最低委託料率} / \text{当該参加資格保有者の同料率})$$

(2) 場外販売経費 (X = 各レースグレード別の配点で計 60 点)

$$= \text{場外販売経費の配点 (X 点)} \times (\text{レースグレード別の参加資格保有者中の最低委託料率} / \text{当該参加資格保有者の同料率})$$

(3) 整備期間中の維持管理・運営委託料

$$= \text{整備期間中の維持管理・運営委託料の配点 (15 点)} \times (\text{参加資格保有者中の最低金額} / \text{当該参加資格保有者の同金額})$$

(4) 最低収益保証の額

$$= \text{最低収益保証額の配点 (25 点)} \times (\text{当該参加資格保有者の同金額} / \text{当該参加資格保有者中の最高金額})$$

(7) 優先交渉権者の選定

優先交渉権者については、失格者を除いた者のうち、総合評価点の最も高い者を候補者とする。

なお、最高点の者が複数の場合は、価格点の最も高い者を優先交渉権者とし、価格点も同点の場合については、当該業者から客観的評価項目のうち価格点のみを再提案させ、金額等が最も安価な者を候補者と

する。

また、適切な提案がない場合（総合評価点の得点率が 60%未満）には、事業予定者として選定せず、全者において適切な提案がない場合は、プロポーザルの手続を中止する。

意見聴取会議においては、募集要領及び評価基準に基づき提案の評価が行われ、事業予定者が選定されていることを審査し、優先交渉権者を選定する。

総合評価点	=	企画提案評価点	+	価格点
1,000 点満点	=	700 点満点	+	300 点満点

2 審査結果

(1) 参加資格審査

ア 参加資格確認申請書類の受付

募集要項に基づき令和 7 年 6 月 30 日（月）まで参加資格審査申請書類を受付けた結果、2つの事業者グループから申請があった。

イ 参加資格確認結果の通知

上記アで申請のあった事業者グループについて、募集要項に示す参加資格要件等を満たすことを確認した。

（申請受付順）

参加資格保有者
事業者グループ（代表企業：株式会社チャリ・ロト）
事業者グループ（代表企業：株式会社 J P F）

(2) 提案審査

ア 企画提案関係書類の受付

参加資格保有者に対して企画提案関係書類の提出を求めた結果、募集要項に基づき令和 7 年 8 月 29 日（火）までに事業者グループから提出があった。

イ 企画提案関係書類の内容確認

上記アで提出のあった企画提案関係書類について、書類の不備や、明らかに要求水準書を満たしていない事項は確認されなかった。

ウ プレゼンテーションの実施

提案内容に関する確認や補足説明を受けることを目的としてプレゼンテーションを実施した。

エ 提案評価

優先交渉権者選定基準に基づき各外部有識者（5名）が評価を行った。

3 優先交渉権者の選定

提案審査の結果、次の事業者グループを優先交渉権者に選定した。

(代表企業) 株式会社 JPF

(構 成 員) 株式会社ストラクト

(構 成 員) 株式会社東畑建築事務所本社オフィス大阪

(構 成 員) 株式会社ナカノフドー建設大阪支社

【総合評価点】

824.80 点

4 審査講評

本事業は、老朽化が進む向日町競輪場施設において、競輪事業を取り巻く環境が変化する中、向日町競輪場基本構想」(令和5年12月)を策定し、本施設の再整備・運営を実施するものである。また、同一敷地にて隣接する京都アリーナ(仮称)の整備と合わせて、自転車競技と屋内スポーツ競技を合わせた府内スポーツ振興の拠点として整備・運営するプロジェクトである。

本プロポーザルでは、様々なノウハウや実績を有する2事業者グループが参加し、本事業の趣旨を十分に理解した上で、提案を受けることができた。

優先交渉権者からの提案内容は、競輪や自転車競技の実施や府内の選手育成に十分なものである。隣接する京都アリーナ(仮称)とも連携し、新たなターゲット層の獲得にもより力を入れている他、地元住民もイベント等で使用できる多用途利用に対応した施設計画であった。

今後、優先交渉権者と十分な協議・調整を行い、地元や競輪ファンから愛される競輪場施設となるよう本事業を進めていきたい。